

徳島県と株式会社みずほ銀行との地方創生の推進に係る連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社みずほ銀行（以下「乙」という。）は、徳島県の地方創生の推進に係る連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が連携・協力関係を強化し、様々な分野における取組を協働で行うことにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について、情報を共有し連携して取り組む。

- （1）産業振興に関すること
- （2）県産品の販売促進に関すること
- （3）財政基盤充実にに関すること
- （4）金融リテラシーの向上に関すること
- （5）安全・安心な地域づくりにに関すること
- （6）その他、徳島県における地方創生の推進に向けた取組に関すること

2 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の責任で、乙の関係会社を実施させることができる。

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、この協定書に基づく、業務上知り得た一切の機密情報を、この協定書に基づく業務遂行のためのみ利用するものとする（ただし、乙が、親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループによる子会社経営管理のために、同社に対して機密情報を開示・提供する場合を除く）。

2 甲及び乙は、当事者の同意を得ることなく、この協定の期間中はもとより、協定終了後においても、機密情報を第三者（乙の関係会社を除く。）に開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

（連絡会議）

第4条 第2条第1項各号に定める連携事項の円滑な推進と進行管理を図るため、連絡会議を設置する。

（協定内容の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙、いずれかから、何らかの申し入れがない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保管する。

令和7年2月13日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地
徳島県
徳島県知事

後藤田正弘

乙 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほ銀行
常務執行役員

倉下清貴